

報告 1 酒々井町公共施設等のあり方について

今後の財政負担の軽減と平準化を図るため、公共施設等の全体最適化に取り組みます

平成27年国勢調査結果の速報値によると、町の人口は、前回調査に比べ、5年間で262人減少しています。人口減少の問題は、当町にとっても現実のものとなっています。

そのような中、町が保有する施設等の面積は、全体で約5万㎡あり、そのうち、約7割が築30年を経過して老朽化が進んでいます。そのため、今後、多額の維持更新費用が必要になると見込まれることから、いかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

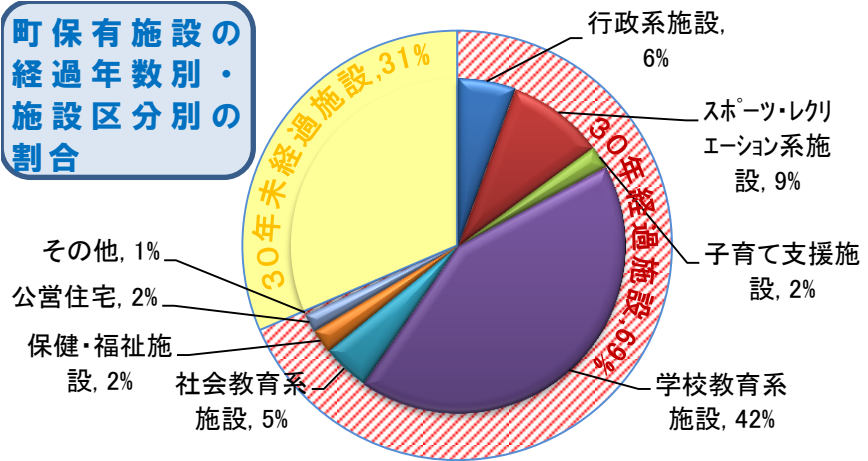
町では、町が保有する施設等について長期的な視点により計画的な維持・更新等を図るため、『酒々井町公共施設等総合管理計画』の今年度末策定に向けて、作業を進めています。

維持更新費を抑えるためには、施設総量の縮減を進めていくことが最も重要な取り組みとなってきます。必要な施設は適正に整備をしつつも、住民サービスを低下させずに縮減するためには、当町においては、多くの施設において、用途ごとに1施設しか所有しておらず廃止することは困難であることから、施設の減築や多目的化を推進することが重要となります。

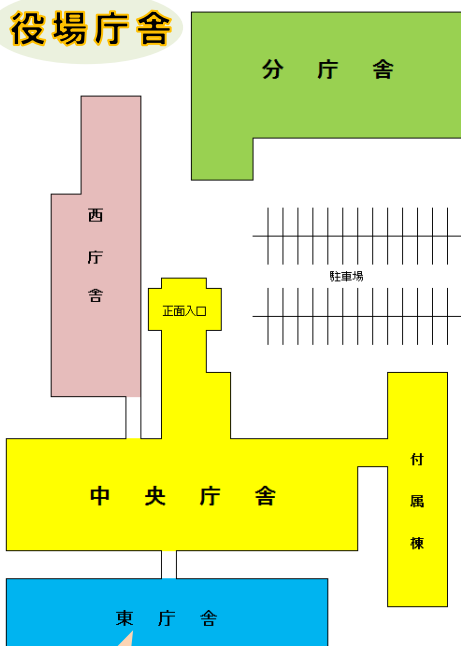
施設の総量縮減に向け、役場庁舎については、老朽化した東庁舎は、分庁舎が完成したことにより、平成28年度に除却します。西庁舎についても老朽化してきていることから、将来的には、平屋建てにするなど、減築する必要があると考えています。西庁舎を減築するにあたり、教育委員会は、中央庁舎の耐震補強、アスベストの除去及びエレベーターの設置等の工事を実施した後、中央庁舎の3階に移転させ、住民サービスの向上を図るため、行政機能を中央庁舎に集約したいと考えています。

なお、庁舎における各室については、年間を通じた利用状況を勘案し、利用頻度が低い専用スペースについては、基本的に廃止して多用途に使用できるようにし、効率化を図っていきます。また、老朽化した旧産業事務所や旧警察官派出所も除却してまいります。

町保有施設の経過年数別・施設区分別の割合



役場庁舎



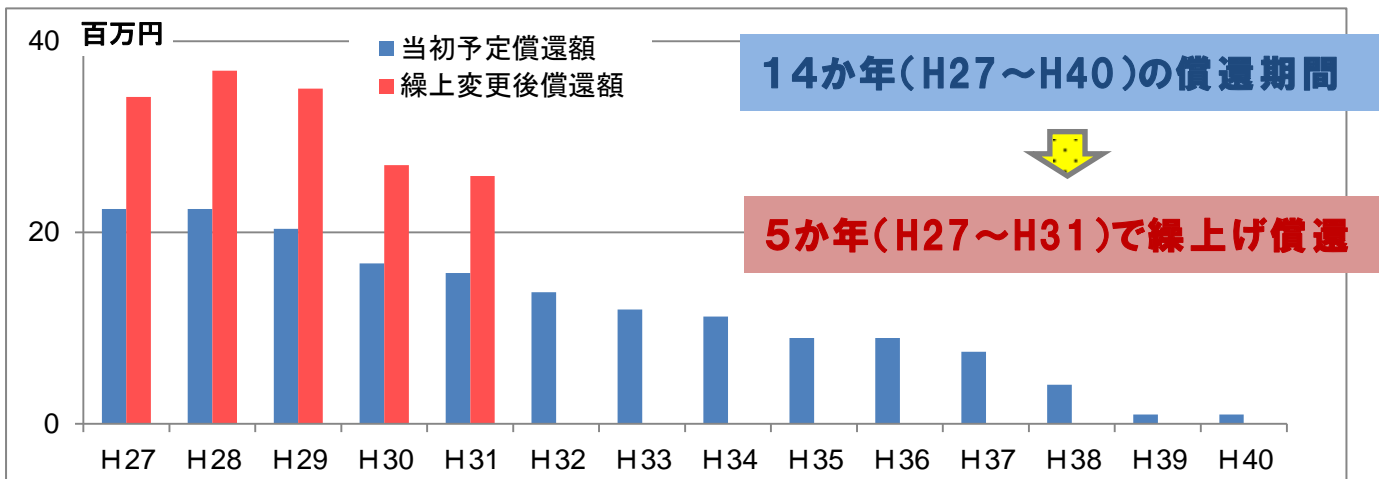
除却予定

【報告2】

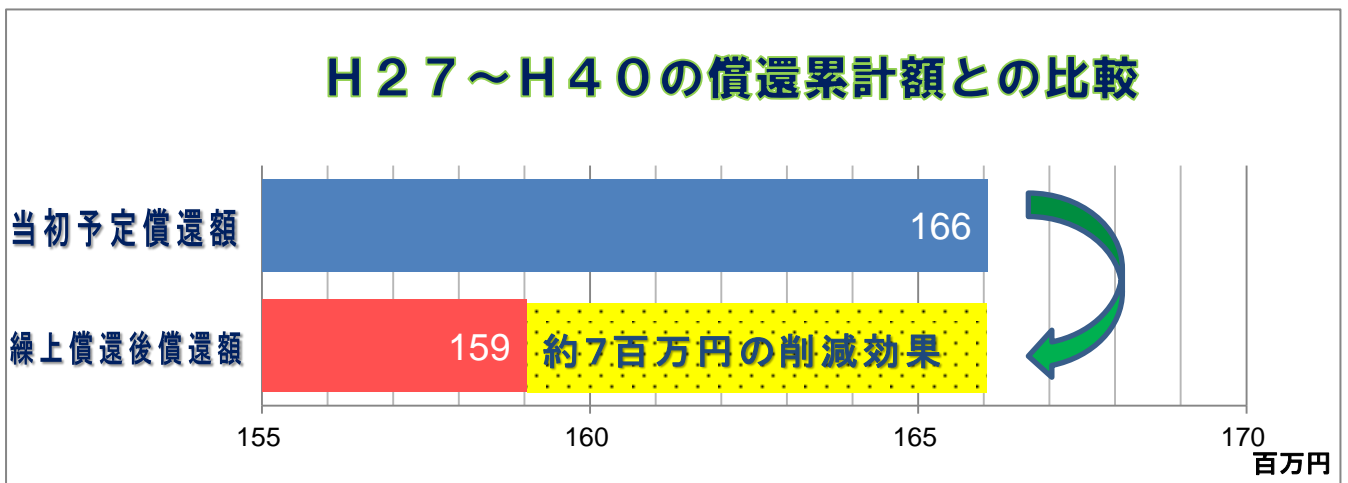
農業基盤整備事業の債務負担行為の繰り上げ償還について

繰り上げ償還により約700万円の負担軽減を図ります

債務負担行為として設定しております、土地改良区に係る農業基盤整備事業で実施した排水路整備等についての債務を、平成27年度から5年間にわたり計画的に繰り上げ償還を実施してまいります。



この繰り上げ償還は「酒々井町財政健全化計画」の債務の計画的削減に基づき負担軽減を図るもので、約7百万円の利息相当額の削減効果が見込まれております。



**報告3 自治会等との協働による空家調査の結果について****調査の結果、町内の空家は151件**

本町の空家調査に関しては、自治会等にご協力いただきながら、調査を進めてまいりましたが、職員による現地調査が終了したので、その結果をご報告します。

現地調査にあたっては、職員2名を一組とした2班体制で慎重に調査を行い、その調査の結果は次のとおりです。

自治会から報告された件数は合計で212件でしたが、これは建物の棟数であり、調査の結果、敷地単位では181件でした。

この内、実際空家であったものは151件、更にこの内、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある状態若しくは著しく衛生上有害となるおそれのある状態、または適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等の「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定している、いわゆる特定空家等（\*1）（\*2）の可能性のあるものが8件でした。

今後の空家対策事業に係る計画としましては、町が保有する情報と自治会調査の内容を整理し、更に空家の可能性がある物件の洗い出し作業を進めてまいります。また、今後増加することが見込まれる特定空家等については、持ち主の特定及び適正管理を促してまいります。さらに、除却を推進していくため、必要に応じ新たな補助金制度を創設してまいります。

特定空家等以外のまだ利用可能な空家につきましては、地元の方々から空家情報を広く募集し、定住や交流希望者向けの物件情報を収集する「空家バンク」制度を創設し、その利用目的によりリフォーム等が必要であれば、補助金制度も併せて検討してまいります。



注）写真はイメージです

**\*1 空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条）**

この法律において「空家等」とは、敷地、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

**\*2 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条）**

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。